

個人医院と医療法人のM&Aの違いについて

「後継者不在企業の実態調査」(帝国データバンク)によると、後継者不在率が最も高いのが診療所(クリニック)という事は皆さんご存じでしょうか。後継者不在率は、「無床診療所」90.3%、「歯科診療所」89.3%、「有床診療所」81.5%となっており、医療機関の8~9割は後継者不在の問題を抱えているのです。事業承継の課題を抱える中小企業経営者の課題解決方法として、第三者承継=M&Aが一般的になってきており、今回は個人医院と医療法人のM&Aの違いについてご説明致します。

	譲渡側	譲受側	スキーム	備考
①	個人	個人	事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可(保健所、厚生局):再取得 ・土地・建物・医療機器:引継可 ・負債:引継なし ・契約関係:再締結 (従業員の雇用契約、賃貸借契約等) ・患者のカルテ情報:引継可 ・院長・専従者の退職金:支給なし
②	医療法人 【旧法:持分有】	個人	出資金譲渡 (譲渡対価有)	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可(保健所、厚生局):引継可 ・資産・負債・契約関係を包括的に承継 ・従業員の雇用契約:継続 ・患者のカルテ情報:引継可 ・院長・役員の退職金:支給可(限度額有)
③	医療法人 【新法:持分なし】	個人	役員・社員の変更 (譲渡対価なし)	②に同じ ※譲渡対価はなしだが院長・役員の退職金支給は可。出資金の概念なし
④	医療法人 【旧法:持分有】	医療法人	出資金譲渡 (譲渡対価有)	②に同じ ※但し、合併前提での譲渡



①の個人クリニックから個人の開業医が引き継ぐ場合には、クリニックの土地、建物(内装工事含む)、医療機器といった資産を引き継ぎ(不動産・動産を譲渡する)、それ以外の資産・負債は原則としては引き継がれません。契約関係も引き継ぎされず再度締結し直す必要があります。例えば、従業員との雇用契約は原則として引き継がれませんが、**新院長**が現従業員を継続して雇用したい場合には、**新院長が現従業員と改めて雇用契約を交わす事**になります。また土地・建物の賃貸借契約等についても継続して使用する場合には、地主様と新院長との間で再度締結し直す事になります。ちなみに患者様のカルテ情報についてはそのまま引き継ぐ事になります。(個人情報保護法第23条5項2号において事業承継に伴って個人データが提供される場合には第三者に該当しない。)

②③の医療法人を個人の開業医が引き継ぐ場合には、②の医療法人(旧法:持分有り)のケースの方が圧倒的に多いです。旧法の医療法人(持分有り)は、出資持分(財産権)が認められているのが特徴です。この出資持分を譲渡対価(売買金額)として、医療法人をそのまま引き継ぐ事が可能です。①の個人クリニックの引き継ぎ同様に、クリニックの土地、建物、医療機器等は引き継ぐのは勿論ですが、それ以外の資産・負債も引き継がれる点が、①のケースとの大きな違いになります。つまり、承継前の医療法人が負っていた負債(借入金やリース債務残)や医療機器の保守契約、賃貸借契約、従業員との雇用契約、カルテ情報などを包括的に引き継ぐという事です。ちなみに、診療に関する法的責任、税務リスク、労務管理リスクについても引き継ぐ事になりますので、M&Aを実行する前に専門家による調査(DD:デューデリジェンス)を必要とします。

今回は一部の例をご紹介しましたが、個人クリニック、医療法人どちらで運営しているかにより、事業を引き継ぎする場合のメリット・デメリットが変わってきます。後継者不在の先生方にとって、もし第三者に承継する事を選択される場合には、承継する開業医を探すのにある程度の時間がかかる事が予測されます。また承継相手を探す前に様々な事を事前に検討しておく必要がございますので、早い段階から専門家に相談し、準備しておく事をお勧め致します。